

令和7年9月22日

## オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

- 1 物件名 温度湿度データロガー・KT-255Fほか  
詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和7年10月31日
- 3 納入場所 関東森林管理局 森林技術・支援センター
- 4 見積書等提出日時・場所
  - ・日時 令和7年10月6日(月) 15時00分まで
  - ・場所 〒371-8508  
群馬県前橋市岩神町4-16-25  
関東森林管理局 経理課 企画係  
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類
  - ・見積書（見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。）
  - ・下記6の資格を証明できる書類の写し
  - ※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<件名>見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格の「物品の販売」又は「物品の製造」を有する者であること。
- 7 契約者の決定 見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。
- 8 契約の締結日 見積書採用の日から7日以内とします。
- 9 その他
  - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
  - (2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
  - (3) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積する場合は、事前に担当者の了承を得てください。

(担当:森林技術・支援センター 副所長)  
(電話:0296-72-1146)

# 仕 様 書

## 1. 物件名 温度湿度データロガーほか

番号	物品名	例示品		規格・品質等	色	数量	単位
		メーカー名	品名・品番				
1	温度湿度データロガー	藤田電機製作所	KT-255F	測定対象:温度、湿度 測定表示分解能:温度/0.1℃・湿度/1% 本体寸法:H34mm×W90mm×D15mm		2	台
2	コイン型リチウム電池	パナソニック	CR-2477	電圧:3V 寸法:Φ24.5×7.7mm		5	個
3	単眼鏡	APEXEL	JS2040XJJ04	倍率:20~40倍、対物レンズ有効径:22mm、実視界:4.4°~8.8		1	台
4	スタビライザー	DJI	DJI Osmo Mobile 6	3軸スタビライザー		1	台
5	レベルブック	コクヨ	セY11	耐水タイプ、横罫22行、24枚		1	袋
6	刃物クリーナー	アルスコーポレーション	GO-3	合成洗剤(アルカリ性)、320ml		1	本
7	熊撃退スプレー	ラングスジャパン	FRONTIERSMAN	唐辛子エキス、噴射距離7~8m		2	本
小計						13	
消費税							
合計						13	

・上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

## 2. 納入

納入場所は関東森林管理局 森林技術・支援センター(茨城県笠間市来栖87-1)、納入数は上記のとおりとし、納入期限は 令和7年10月31日 とする。

## 契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。  
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。